

教職員の懲戒処分について

1 職員の所属・職階・年齢等
高松市内の公立小学校 教諭 25歳 女

2 発令内容
戒告

3 発令年月日
令和8年2月4日

4 発令理由

令和7年7月3日（木）午前7時20分頃、普通乗用自動車を運転し、高松市内道路を進行中、対向車に気を取られ、前方左右を注視せず、道路左側の歩道から前方の横断歩道に向け小走りで向かっていた児童（当時7歳）を左前方約11.1メートルの地点に認め、急制動の措置を講じたが間に合わず、同人に自車左前部を衝突させて同人を路上に転倒させ、よって、同人に加療約2週間を要する顔面打撲等の傷害を負わせたもの

このような行為は、地方公務員法第29条第1項第1号<法令等違反>及び第3号<全体の奉仕者たるにふさわしくない非行>の規定に該当すると判断したため